

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から56年3月まで

AからB市へ転居し、その後、C市へ昭和55年3月に転居した時に、国民年金に夫婦で加入した。その時点までの保険料は一括で納め、その後の保険料は、口座振替で納めていた。妻は、預金通帳に年金の引き落としの記録があり、保険料の納付記録もあるが、私の場合、申立期間は未納となっており、通帳も紛失したため、銀行に照会しても分からなかった。

妻が納付しているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、C市への転入時に、国民健康保険に加入していることが確認できるとともに、同市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月22日に夫婦連番で払い出され、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である54年8月1日までさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できる上、申立人は、C市への転入時に、その時点までの保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているなど、夫婦二人で、加入手続きを行いながら、資格を遡及した現年度分の保険料を妻のみが納付しているのは不自然である。

また、申立人及びその妻は、申立期間以後、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険からの切替手続きも適正に行っている。

一方、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までについては、申立人の妻のD銀行E支店の預金通帳からは、ほぼ3か月ごとに一人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できるが、同支店の申立人名義の預金

口座の昭和 55 年度の記録からは、申立人の国民年金保険料の引き落としは確認できなかった上、申立人及びその妻は 55 年 4 月以降の保険料納付方法等についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間のうち 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

また、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 726

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年10月5日まで

昭和54年12月4日にA社に入社し、勤務場所及び仕事の内容等にも変更が無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、空白期間となっているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の上司を含む複数の同僚が、「申立人は、B部門の責任者として、申立期間も含めて一緒に勤務していた。」と証言していること、及び当該事業所が加入していたC健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の役員は、「申立人が、申立期間について、健康保険に加入していたのであれば、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。当時の経理担当者が、事務手続を誤ったのかもしれない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和56年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当該事業所の当時の役員が申立人に係る事務手続を誤ったかかもしれないと証言しているものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月1日から52年9月1日までの期間及び55年3月1日から平成15年12月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、51年9月から52年8月までは11万円、55年3月から同年6月までは20万円、同年7月から57年8月までは22万円、同年9月から58年8月までは24万円、同年9月から59年8月までは26万円、同年9月から60年8月までは28万円、同年9月から61年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは32万円、同年12月から62年11月までは34万円、同年12月から平成元年8月までは36万円、同年9月から同年11月までは38万円、同年12月から2年8月までは32万円、同年9月から3年6月までは38万円、同年7月から6年9月までは41万円、同年10月から8年8月までは36万円、同年9月から9年8月までは34万円、同年9月から11年8月までは36万円、同年9月から15年11月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から平成15年12月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額と大きく相違している。なぜ、そのような相違があるのかを調査して、実際に支給されていた給与月額又は給与から控除されていた厚生年金保険料額に基づいた年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例

法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、昭和 51 年 9 月及び同年 11 月から 52 年 8 月までの期間は 11 万円、55 年 3 月は 20 万円、56 年 1 月は 22 万円、58 年 1 月及び同年 2 月は 24 万円、同年 9 月は 26 万円、59 年 12 月から 60 年 8 月までの期間は 28 万円、同年 9 月から 61 年 6 月までの期間及び同年 8 月は 30 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 32 万円、同年 12 月から 62 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 11 月までの期間は 34 万円、同年 12 月から平成元年 4 月までの期間及び同年 6 月から同年 8 月までの期間は 36 万円、同年 9 月及び同年 11 月は 38 万円、同年 12 月から 2 年 2 月までの期間、同年 4 月、及び同年 6 月から同年 8 月までの期間は 32 万円、同年 9 月、及び同年 11 月から 3 年 6 月までの期間は 38 万円、同年 7 月から同年 12 月までの期間、4 年 2 月、及び同年 4 月から 6 年 7 月までの期間は 41 万円、7 年 1 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から 8 年 8 月までの期間は 36 万円、同年 9 月、同年 11 月、9 年 1 月、及び同年 3 月から同年 8 月までの期間は 34 万円、同年 9 月から 10 年 1 月までの期間、同年 3 月、及び同年 6 月から 11 年 8 月までの期間は 36 万円、同年 9 月から 14 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 12 月までの期間、15 年 3 月、同年 7 月、同年 8 月、同年 10 月及び同年 11 月は 38 万円に訂正することが妥当である。

また、給与支払明細書の提出は無いものの、その前後の期間において、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和 51 年 10 月は 11 万円、55 年 4 月から同年 6 月までの期間は 20 万円、同年 7 月から同年 12 月までの期間及び 56 年 2 月から 57 年 8 月までの期間は 22 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 3 月から同年 8 月までの期間は 24 万円、同年 10 月から 59 年 8 月までの期間は 26 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 28 万円、61 年 7 月は 30 万円、62 年 3 月は 34 万円、平成元年 5 月は 36 万円、同年 10 月は 38 万円、2 年 3 月及び同年 5 月は 32 万円、同年 10 月は 38 万円、4 年 1 月、同年 3 月、6 年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間、7 年 9 月及び同年 10 月は 36 万円、8 年 10 月、同年 12 月及び 9 年 2 月は 34 万円、10 年 2 月、同年 4 月及び同年 5 月は 36 万円、14 年 5 月、15 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月は 38

万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、現存する給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 53 年 8 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 6 月から 51 年 8 月までの期間及び 53 年 9 月から 55 年 2 月までの期間については、給与支払明細書の提出が無く、A 社は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は廃棄している。当時の申立人の給与額や保険料控除額等に係る事務処理等のことは覚えていない。」と回答しており、申立人に係る当該期間の保険料控除額及び報酬額について確認できないほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間のうち、平成 15 年 12 月については、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められているところ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 26 日とされていることから、同年 12 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間ではないことが確認できる上、当該事業所における厚生年金保険料の給与からの控除の取扱いが翌月となっていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から53年5月まで

私が20歳の学生だったころ、両親から、自分達と私の3人分の国民年金保険料を支払っていると聞いていたので、昭和49年1月から53年5月までの期間の記録を保険料納付済期間と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、昭和56年11月21日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の国民年金欄の初めて被保険者となった日として同年11月1日（昭和53年6月1日に取得した厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日）と記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から53年3月までの期間については、申立人は大学及び専門学校に係る学生であり、当時の国民年金法では、国民年金の強制適用被保険者とされない期間である上、仮に申立期間が国民年金被保険者期間であったとしても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料の納付に関与したとされる申立人の両親の納付金額、納付時期等に関する記憶も曖昧であり、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、婚姻後の昭和55年3月に国民年金の加入手続を行い、年金が途切れることのないように61年4月に第3号被保険者になるまで、ずっと保険料を納付しているはずである。それにもかかわらず、年金記録では、申立期間が未加入期間とされているので納付できない。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和55年1月11日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、同年2月24日に任意加入被保険者に種別変更し、60年4月2日に同資格を喪失し、その後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得したことが記載されており、申立人が当時居住していたA市の印が押されている。このことは、オンライン記録の資格記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の納付はできず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を口座振替により納付したとする銀行口座は、申立期間以降の昭和61年10月21日に開設されており、申立内容の確認には至らなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月から19年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月から19年3月まで
平成19年1月20日ごろに学生納付特例の申請をするために、B市役所へ行って手続をした。しかし、同年3月ごろ、A社会保険事務所(当時)から「申請されていません。」と言われた。このことに納得がいかなかったので調査を依頼しているうちに時間が経過し、今度は「申請期限が過ぎている。」と言われた。その後も社会保険事務所の職員といろいろとやりとりをしたが、取り合ってもらえなかった。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年1月20日ごろに学生納付特例の申請をするためにB市役所へ自転車で行って手続をしたとしており、帰途に自転車盗難事件の職務質問を受けたことを覚えているなど当時の記憶が鮮明である。

しかしながら、申立人は、その申立てにもあるとおり、納得はいかないものの申立期間については学生納付特例の承認を受けておらず、国民年金の未納期間になっているということも認識している。

また、B市が管理する国民年金被保険者記録においても、申立期間は学生納付特例の期間になっていない。

さらに、申立人に係るオンライン記録の納付督促事蹟に当時の経緯が記録されており、平成19年6月4日の記録によると、「母 18学特申請デキナイコトヲ説明、納得セズ」とあり、平成18年度に係る学生納付特例が適用されていないことが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 728

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月ごろから27年10月ごろまで
② 昭和27年10月ごろから31年1月ごろまで

申立期間①について、A市のB事業所で販売の仕事をし、同市C及び同市Dのお得意様に出向いて販売していた。

申立期間②について、A市CのE事業所に勤務し、近隣の取引先への販売に出向いていた。

申立期間①及び②については、住み込みで働いており、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは、覚えていないが、健康保険証は使用した記憶があるので、厚生年金保険記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B事業所の元事業主は、「期間は特定できないものの、その当時、申立人は勤務していたが、B事業所は個人商店であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

申立期間②について、オンライン記録によると、E事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、E事業所の元事業主の娘は、「申立人のことは記憶している。両親は事業が忙しかったので、申立人には家事の面倒を見てもらっていた。E事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月から 23 年 3 月まで

亡夫は、元同僚の証言により、戦前はA社のB工場等で働いており、戦後は同社のC工場で働いていたと思われる。

私自身も亡夫から、「A社で経理事務をしていた。」と聞いていたので、申立期間について、亡夫が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

戦前戦中の労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は、「内地」に所在する事業所に限られており、B等の「外地」に所在する事業所に使用される者は、原則として両法が適用されなかったため、申立人についても、B等での勤務時においては、両法の適用対象に該当しなかったものと考えられる上、オンライン記録によると、A社のC工場は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人の妻が戦前から親交があったとする、申立人がA社の後に勤めた事業所の元同僚からは、申立人の勤務期間を特定できる証言が得られない上、申立人のA社における同僚とされる二人も、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、上記のA社における同僚二人についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は無く、同社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、A社は、平成16年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社を吸収合併したB社に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について誤りはないが、A社に勤務していた期間の被保険者種別が第一種になっている。申立期間は、B用の採石作業に従事しており、同じ仕事をしていた同僚には第三種(坑内員)の記録があるのに、自分は坑内員の記録にされていないことに納得できないため、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において常時、坑内作業に従事していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の事務担当者は、「申立期間当時は、取得させる厚生年金保険の被保険者種別を、第一種と第三種に区別していなかったため、男性は全員、第一種で資格取得させていた。」と証言しているところ、申立人も、「退職後に種別相違について異議を申し立てた時に、社会保険事務所(当時)から保険料を一般でしか払っていないから仕方がないと言われた。」と供述している。

また、申立人の同僚6人の被保険者種別が、昭和55年5月1日以降に第一種から第三種に変更されていることについて、当該同僚6人のうち、1人は、「申立人の退職後の昭和57年4月以降に、社会保険事務所に種別の変更を申し立て、2年前にさかのぼって第三種に訂正してもらった。」と証言しており、当該事情は、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の記載からも確認できる。

以上のことから、申立人は、既に当該事業所を退職していたことにより、当該同僚6人と同様の取扱いがなされなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における第三種被保険者としての厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで
昭和 62 年ごろ、公共職業安定所を通じて、A社に就職し、BやC一円のD店などに自社のE製品のルートセールスをしていた。申立期間に勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る履歴書に、昭和 62 年 4 月 6 日入社、同年 6 月 11 日退社の附記が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年 4 月 6 日から同年 6 月 11 日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された申立人に係る昭和 62 年 4 月分、同年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書の控えによると、申立人の各月の出勤日数は、それぞれ 12 日、11 日及び 6 日であること、及び各月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、事業主は、「試用期間があったかどうかは分からないが、欠勤が多かったため、社会保険に加入させなかったのではないかと思う。」と証言している。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月 12 日以降の期間における勤務については、具体的に記憶しておらず、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚等に聴取しても、申立人が当該期間に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。